

公共下水道の使える区域が広がります

3月31日(金)から、池浦町・安城町・横山町の一部をはじめ、102分の区域で新たに下水道が使えるようになります。これで、市全体で下水道が使える区域は1605分の1になり、市民の57%の人が下水道を使うこととなります。

新たに下水道が使えるようになる区域の縦覧を行います

とき▼3月13日(月)～27日(月)(土・日曜日、祝日を除く)午前8時30分～午後5時15分
ところ▼下水道管理課(西庁舎2階)

一日も早く下水道に接続を

川や海を汚す最大の原因は、家庭から出る生活排水です。生活排水による水質汚濁から自然を守り、清潔で快適な生活環境をつくるため、1日も早く下水道に接続をお願いします。

利用の際には、ふろ・台所などの雑排水やし尿を下水管に、雨水は今までどおり道路側溝などに、それぞれ分けて流す必要があります。

敷地内の排水管や排水ますは個人の財産ですので、個人の負担で施工することになります。この工事については、市が指定した「安城市排水設備工事指定工事店」へ直接お申し込みください。

受益者負担金の支払いは3月末までに

下水道を整備するにあたり、その区域内の地権者の皆さんには、下水道事業の建設費の一部として「受益者負担金」を納めていただきます。負担金の納期は、9月と3月の年2回となっており、分割納付と一括納付(毎年9月の納期中のみ可能)の2通りの方法があります。

分割納付の納期は3月31日(金)までですので、忘れずに納めてください。納付書をなくした人は、再発行しますのでお申し出ください。なお、口座振替による納付はできません。

また、土地区画整理事業区域内の一部の土地では、負担金の徴収を猶予します。猶予の取り消しをするときは、あらかじめ該当する人へお知らせします。

問い合わせ

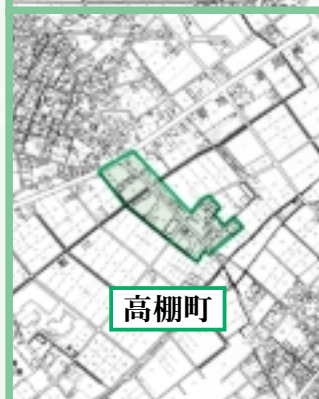
料金・負担金については
下水道管理課
下水道整備については
下水道建設課



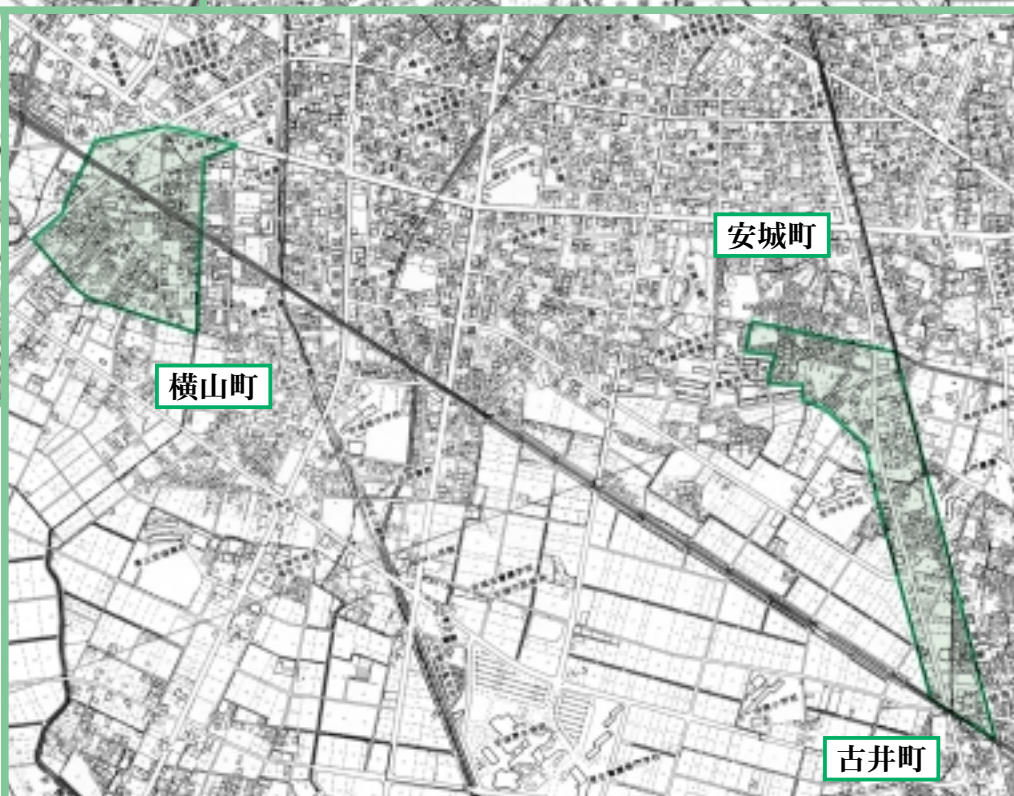
桜井区画整理地区



北部区画整理地区



高棚町



安城町

横山町

古井町



住吉町

作野区画整理地区

梨の里小学校



池浦町

大東町

昭和町

下水道が使えるようになる区域